

オスマン朝のエジプト占領と ヴェネツィア人領事・居留民 ——1517年セリム1世の 勅令の内容を中心として——

堀井 優

はじめに

オスマン朝のスルタンセリム1世が、1516-7年の遠征においてマムルーク朝を滅ぼし、シリア・エジプトを支配下においた事件は、東西交易の要衝たる東地中海世界の歴史上、ひとつの転換点であったと言えよう。この事件を境に、それまでオスマン朝・マムルーク朝をはじめとする複数の国家が並立してきた東地中海世界の大部分が、ひとつの体制のもとに入ったことになる。マムルーク朝の支配下にあったエジプトから紅海・インド洋へと通じる交易ルートが、オスマン朝の支配体制のなかに組み込まれたことは、東地中海交易のありかたに何らかの影響を与えたと思われる。当時、東地中海交易の最大の担い手であったヴェネツィアにとっても、この事件の持つ意味は大きかったはずである。

筆者はかつて、16世紀前半にオスマン朝がヴェネツィアに賦与した5つの条約文書「アフドナーメ (ahdname)」の検討をつうじて、オスマン朝の対外関係が東西に飛躍的に拡大した時期の両者関係の変容を論じた。そして、セリムによるマムルーク朝領占領をはさむ1513年から1521年にかけての時期が、オスマン朝領内のヴェネツィア人の権利義務および両者間の海域における秩序の転換期であったことを明らかにした⁽¹⁾。

しかしアフドナーメは、両者関係を律する多方面にわたる規定を含むが、その内容は原則的な規定がほとんどで、オスマン朝領内の地域差を考慮した性格をもつものではない。オスマン朝のシリア・

エジプト占領が両者関係に及ぼした影響も、少なくとも明示的には、アフドナーメの中にほとんど見出すことはできない。したがって先の論文においては、この事件の両者関係における意味は、主たる考察の対象とはならなかった。

オスマン・ヴェネツィア関係を律するものとして、アフドナーメに示された規範が存在したのと同様に、1517年以前は、マムルーク朝とヴェネツィアとの関係においても、相互の関係を律する規範が存在した。オスマン朝は、旧マムルーク朝領を占領した時点で、それまでのマムルーク・ヴェネツィア関係において成立していた規範を、いかにしてオスマン・ヴェネツィア関係の中に包摂していくかという問題に直面したはずである。しかし、その過程を考察した研究は、いまだ現れていない。

本稿は、この問題を考察する出発点として、エジプトにおいて公権力とヴェネツィア人領事・居留民との間に存在したいくつかの基本的な規範に焦点をあて、そのマムルーク朝支配からオスマン朝支配に移行する時期における継承と変容について論じる試みである。論述は、まず第1節において、マムルーク朝末期のヴェネツィア人領事・居留民の取扱を示す外交文書を選択して、その性格をアフドナーメとの関連において明らかにし、ついで第2節において、本稿における中心史料である、1517年エジプトにおいてセリム1世が発したヴェネツィア人領事・居留民の諸権利を認めた「勅令」の性格を明らかにし、第3節において、前の2つの節における考察を前提として、1517年の「勅令」をマムルーク朝の外交文書およびオスマン朝のアフドナーメと比較するという順序で進めていきたい。

1 マムルーク朝の「勅令」とオスマン朝の アフドナーメ

マムルーク朝末期⁽²⁾のマムルーク・ヴェネツィア関係における規範については、若干の外交文書が存在する。それらはヴェネツィアに現存する1473年⁽³⁾・1507年⁽⁴⁾の文書、およびフィレンツェに現存する1489年⁽⁵⁾・1497年⁽⁶⁾・1507年⁽⁷⁾の文書であり、いずれも

イギリスの研究者 Wansbrough によって公刊された⁽⁸⁾。Wansbrough は、これらの文書のテキストを公刊するにあたり、文書成立に至る過程および文書の状態についての解説、テキストの英訳などを付しているが、文書の内容を分析し、そこから当時のマムルーク朝とヴェネツィア・フィレンツェとの関係を論じるには至っていない。これらの文書は、Wansbrough の紹介によってその存在が知られ、従来の諸研究において概括的もしくは部分的な言及がなされたことはあるものの⁽⁹⁾、やはりいまだ利用され尽くした史料とは言い難い状況にある。

対ヴェネツィア文書のうち1473年のものは、スルターンのヴェネツィアに対する要求を記したアラビア語の書簡である。また1507年のものは、商品価格や決済貨幣などについてヴェネツィア側の要求を記し、ヴェネツィアを訪れたマムルーク朝使節によって調印されたイタリア語の文書である。当時ヴェネツィアは、マムルーク朝領内において香料などの取引に従事してきた長い伝統を持ち、過去のマムルーク朝政権との交渉を通じて、マムルーク朝領内で商業活動を行うために必要な基本的な地位を、すでに確立していたと思われる。したがってこの2つの文書は、当時のマムルーク朝と、さらに多くの譲歩を引き出そうとするヴェネツィアとの交渉の過程で作成されたものと見ることができる。

一方3つの対フィレンツェ文書は、マムルーク朝およびフィレンツェの双方が、従来は不振であった両者間の交易を増大させることを目的として外交交渉を行った⁽¹⁰⁾結果、発せられたものである。これらはいずれも、マムルーク朝スルターンによる「勅令(marsūm)」の形式を持つアラビア語の文書である。そのうち1489年および1497年の「勅令」は、原則的なものを中心として、マムルーク朝領を訪れたフィレンツェの領事(qunṣul)・商人(tujjār)を主とする居留民団(ṭā'ifa)⁽¹¹⁾のさまざまな権利義務を中心として規定した数多くの条項から成る。それらの条項のうち、少なくとも原則的な規定については、ヴェネツィアが既に獲得していた諸権利の適用がなされたものと思われる⁽¹²⁾。この2つの「勅令」は、マムルーク朝と相

手方との間に合意された規範を、原則的なものも含めて全般的に示すものとして、また当時のヴェネツィア人がマムルーク朝領内において既に獲得していた諸権利を反映したものとして、本稿において特に重視される。

この2つの勅令は、当時のヴェネツィア人がマムルーク朝領内において獲得していた原則的な諸権利を反映している点において、オスマン朝がヴェネツィアに賦与したアフドナーメの内容と比較しうるものである。ここで、オスマン朝によるマムルーク・ヴェネツィア関係の包摂を展望する視点から、これらの勅令の形式と内容の性格をアフドナーメとの対比⁽¹³⁾によって明らかにし、その上で両者に共通する論点を見出したいと思う。

まずこれらの「勅令」の性格を示す前文について述べることにしたい。前文の形式・内容は一定していないが、完全な形で残っており、後に述べる「1517年の勅令」の前文とほぼ共通する、1489年のフィレンツェあて勅令の前文⁽¹⁴⁾を例にすると、まず冒頭の“*ṭurra*”（前書き）において、この勅令の内容を遵守するようマムルーク朝側の関係諸官憲に命令がなされたことが示される。したがってこの勅令は、関係諸官憲に対して発せられた命令を確認するために、相手側に対して出されたものと思われる⁽¹⁵⁾。続いて“*basimala*”（「慈悲深く慈愛あまねきアッラーの御名において」）の後、「貴き命令によって定められた（*Rusima bi'l-amri al-sharifi*）」の文句の後に発行者であるスルターン-カーイトバーイの署名（*alāma*）が見られ、続いて“*ṭurra*”の内容を繰り返してこの文書の性格を再び示し、そして、フィレンツェから使節が訪れ、過去に認められた諸規定（*al-shurūṭ*）を新たに認める勅令の発行を要請したので、この勅令が与えられたという経緯が示されている。

一方アフドナーメにおいては、条約（*ahd*=‘*ahd*）の前提をなす前文は両者の領土の画定に主眼がおかれ、そのうえで双方が相手側の領土を侵さないことが定められた。アフドの前提は双務的な性格をもつものであり、したがってアフドナーメに比較すれば、マムルーク朝の勅令は片務的性格の高いものと言える。

本文の内容に目を向けると、マムルーク朝の勅令は、領事や商人の商取引から生活にまでわたるさまざまな局面における手続方法や権利義務を中心とする。これに対してアフドナーメは、オスマン・ヴェネツィア間における海上の秩序、オスマン朝領内を訪れたヴェネツィア人の権利義務、逃亡した債務者・奴隷・犯罪者などの取扱に関する諸規定を内容とする。両者を比較すれば、アフドナーメは平時の国家関係における多方面の問題を扱い、より包括的な内容をもつのにに対し、マムルーク朝の勅令は、そのうちのごく一部、すなわち自領域を訪れた相手方の人間の活動に関わる個別的な諸問題に関して規定した、より特殊な内容をもつと言えよう。

以上のように両者は、形式・内容ともに、その性格を全く異にする。しかし他方で、マムルーク朝もしくはオスマン朝が、自領域内における相手方の領事・居留民をどのように取り扱うかを定めた規定をもつ点では一致している。当時14世紀後半以降の経済的危機と政治的混乱の中でかろうじて中継交易国としての立場を守ったマムルーク朝の立場⁽¹⁶⁾と、ヴェネツィアに対して軍事的優位が明らかになりつつあったオスマン朝の立場とは相違していたが、領事・居留民の取扱に関する問題は、マムルーク朝・オスマン朝ともに、ヴェネツィア（あるいはフィレンツェ）との関係上重要であったことは、明らかである。

さて1517年にオスマン朝がマムルーク朝領を占領したことにより、それまでマムルーク朝とヴェネツィアなどとの間でなされた諸規定は、新たな政権によって規定しなおされる必要があったと思われる。セリム1世のエジプト占領にさいし、おもにアレキサンドリアのヴェネツィア人領事・居留民の諸権利を認めた勅令 (*manshūr, marsūm*) (以下本論においては「1517年の勅令」と呼ぶ) が存在する⁽¹⁷⁾。この文書のテキストは、シナイ半島のセント・カトリーナ修道院所蔵文書の調査を行った Moritz によって公刊された。Moritz は、この勅令のテキストを公刊するにあたり、おおまかな時代背景の説明はしているものの、個々の規定がこの時点でいかなる意味をもっていたか、ということまでは検討していない。この勅令の内容をマムルーク

ク朝の勅令およびオスマン朝のアフドナーメと比較することにより、マムルーク朝支配からオスマン朝支配への移行期のエジプトにおけるヴェネツィア人領事・居留民の取扱の変化を探ることができると思われる。それにはまず、この勅令の性格について明らかにしておかなければならない。

2 1517年の勅令

1516年6月にイスタンブルから遠征軍を出発させたセリム1世は、東部アナトリア・シリアを帰順させた後、1517年1月23日にライダーニーヤの戦いでマムルーク軍を破ってスルターン・トゥーマーン・バーイを敗走させた。1月26日（ヒジュラ暦923年ムハッラム月3日）にはカイロ近郊のブーラクのナイル河畔に軍営をおいてカイロ市内を制圧し、トゥーマーン・バーイを追い詰める一方、2月15日（ムハッラム月23日）にはカイロの城塞（al-Qal'a）に入った⁽¹⁸⁾。

セリムによるヴェネツィアの領事・商人の諸権利を認めた勅令の末尾に記された日付は、ヒジュラ暦923年ムハッラム月22日（西暦1517年2月14日）である⁽¹⁹⁾。したがってこの勅令は、セリムが城塞に入る前日に発せられたことになる。このことは、セリムがカイロ市内を制圧してから城塞に入るまでの間に、彼がエジプトの新たな支配者として、ヴェネツィア人居留民の諸権利を認める立場に立ったことを示していると言えよう。

Moritzによって公刊されたテキストを見ると、その前文⁽²⁰⁾は、前述の1489年のフィレンツェあて勅令の前文の形式に、ほぼ沿っている。まず、「貴き命令によって定められた（Rusima bi'l-amri al-sharifi）」の文言で始まり、続いて発行者を示す部分においては、セリムの署名は見えないものの、スルターンの称号と祈願文は1489年のフィレンツェあて勅令とほぼ同じである。続いて、「貴き命令」とはどのようなものが示される。

神に守られたるアレキサンドリアの港（al-thaghr al-Skandari）における、我々の貴き領土にいる全ての関係者（kull wāqif 'alayhi）、および前述の港における諸々の監督官たち（al-nuzẓār）

・役人たち (al-mubāshirin)・監視人たち (arbāb al-adrāk) に対し、この貴き勅令 (al-manshūr al-sharīf) を書き記すこと。

とあり、この勅令が関係の諸官憲に向けてなされた命令を内容としていることが示されている。ただし、この勅令が関係諸官憲のいずれかに発せられたものであるのか、あるいはマムルーク朝スルターンがフィレンツェにあてた勅令のごとく、ヴェネツィアの領事にたいて、領事・居留民の関わる国内行政に関する命令の確認のために発せられたものであるのかは判然としない。

上の引用文に続いて、この勅令の発行が要請された経緯が示されている。

[この勅令は、] 彼ら (上述の諸官憲) への、次のごとき通知を内容とする。[数語欠] al-tājir al-dhahirat al-sharifa [1 語欠] は、[領事的手中に存する⁽²¹⁾] 諸々の勅令 (marāsīm wa murabba'āt) が彼ら (ヴェネツィア人領事・居留民) のために諸慣習 ('awā'id)・諸税 (ḡarā'ib)・法令 (qānūn) について詳細に各条項 (faṣl) に分けて保証していることを告げ、前述の領事・その商人達・その随伴者達 (jamā'atuhu)・彼らの商品のために、安全と平穩 (al-amān wa'l-aṭmān) についての貴き勅令、現行の彼らの慣習にもとづく彼らのための諸規定の文書 (kitāba shurūṭ) を朕に要請した。

要請した人物が誰であるか、テキスト中の主語と思われる部分に欠落があつて明らかでないが、“al-tājir al-dhahirat al-sharifa” (スルターンの専売品取扱店舗の商人) の語が見え、またこの勅令の第17・18・19・32条が「領事は次のことを告げた (anhā al-qunṣul bi'anna...)」という言葉で始まっている⁽²²⁾ことから、この商人と領事あるいはそのいずれかが勅令の発行を要請した可能性が大きい。

この前文を見る限り、この勅令は、アレキサンドリアなどに居留するヴェネツィアの領事・商人などの「安全と平穩」のため、旧マムルーク朝による諸勅令における諸規定の継続を目的として、新たに発せられたものである。実際、全部で32の条項に分かたれた本文

全体を貫く基調は、ヴェネツィア人領事・居留民の権利を保障し、損害を防ぐことである。多くの条項に言えることは、それらが「慣習（'āda）」もしくは前例にもとづくことを明示して規定していることである。

一方、慣習もしくは前例にもとづくものかどうか、必ずしも明らかでない規定を含む条項もある。そのような規定のうち、たとえば第6条⁽²³⁾のように、果物や糖蜜を積載したヴェネツィアの船舶からいかなる物も奪ってはならないことを強い調子で規定した条項は、現実にヴェネツィア人がそのような被害を被っていたという実状の反映であろうと思われる。あるいはまた、この勅令がオスマン朝支配権力の立場から発せられたものであるが故に、従来のオスマン朝に特徴的な規範が、そのような規定に反映されている可能性もある。

この勅令の内容を、マムルーク朝の勅令およびオスマン朝のアフドナーメにおける諸規定の一部と比較することにより、オスマン朝がこの時点で、エジプトにおけるヴェネツィア人領事・居留民をどのように取り扱おうとしたのかについて、マムルーク朝時代の慣習およびオスマン朝独自の立場との関連において、若干の点を明らかにしようと思われる。

3 1517年の勅令とマムルーク朝の諸勅令・オスマン朝のアフドナーメとの比較

本節において、マムルーク朝の勅令、オスマン朝のアフドナーメ、そして1517年の勅令の全てに共通する規定項目を選んで、3者におけるそれぞれの規定内容を相互比較することにしたい。なお、1521年のアフドナーメにおいて追加されたいくつかの諸条項は、1517年の勅令とともに、旧マムルーク朝領占領直後のオスマン朝領内のヴェネツィア人の取扱を示すものとして、特に注目されることになる⁽²⁴⁾。

ここで取り上げる規定項目とは、（1）領事（イスタンブルに駐在する領事はバイロ（baylos=bailo））に関する規定、（2）領事裁判権および領事の居留民監督に関する規定、（3）商人のかかわる裁判もしくは商業契約に関する規定、（4）連帯責任の禁止に関する

規定、(5) ヴェネツィア船の海難時に関する規定である⁽²⁵⁾。

(1) 領事 (qunṣul) に関する規定

マムルーク朝領内におけるヴェネツィア人居留民社会の代表としてアレキサンドリアに駐在した領事については、フィレンツェあての2つの勅令における規定によって窺うことができる。まず1489年のフィレンツェあて勅令第12条において、ヴェネツィアと同じくフィレンツェの領事が、スルターンから支給される給金 (ma'lūm, jāmakīya)⁽²⁶⁾やその他の慣習 ('āda) にもとづく諸権利 (ḥuqūq) を尊重して取り扱われることが定められた⁽²⁷⁾。また、ヴェネツィア人と同様の権利を与えることを目的とした1497年のフィレンツェあて勅令第34条において、領事は、彼自身や商人の被る不正 (ẓulm) について、スルターンの「貴き門 (al-abwāb al-sharifa)」に訴えることができるとされた⁽²⁸⁾。

一方アフドナーメにおいては、イスタンブルにおけるバイロについての規定の主旨は、就任者の条件および駐在期間を定めることにあった。オスマン・ヴェネツィア戦争の戦後処理を定めた1502年のアフドナーメにおいてバイロ就任者は、「ヴェネツィアの大貴族 (Venediġn ulu beyleri)」から選んではならないとされたものの、1513年以降のアフドナーメにおいては、この条件は解除され、駐在期間も延長された⁽²⁹⁾。このことから、バイロに関する規定は、オスマン・ヴェネツィア関係の状態の影響下にあったと思われる。バイロ自身が、自らの関わる問題について誰に訴えるべきかを規定した条項は、1517年までのアフドナーメには見られない。したがって、マムルーク朝による諸勅令とアフドナーメとは、領事・バイロに関して、規定のなされ方が全く異なっていると言えよう。

1517年の勅令においても、領事に関する条項 (第13条)⁽³⁰⁾が見られる。

領事は、[スルターンの] 貴き許可 (idhn sharif) もしくはシャリーアにもとづく判決 (ḥukm shar'i) による以外は、命令されず打たれない。彼は、永続的な諸慣習であったところにし

たがって、自らの言葉を重視され (masmū' al-kalima), 犯すべからざる立場 (maqām al-ḥurma) にある。

この条文の主旨は、慣習に従って領事の権威を保証することであり、その点でマムルーク朝時代からの慣習の継続が示されていると言える⁽³¹⁾。しかしこの条文は、スルターン権力とシャリーア（イスラーム法）が、領事の権威よりも上位にあることをもはっきりと示しており、この点で前述のマムルーク朝における規定のなされ方とは異なる⁽³²⁾。アフドナーメにおいて、ヴェネツィアとの友好関係のもとでバイロに関する条件が緩和されたのと同様、この1517年の勅令における規定も、友好関係下にあるヴェネツィアの領事の権威は認められるという考え方に沿って、一定の条件をつけて定められたものと考えられる。

また、1521年のアフドナーメにおいて追加された、バイロ自身に関わる裁判に関する規定は注目に値する。この場合、訴訟はスルトンの御前会議 (divân-ı âlişan) において、スルタンが親征中であればイスタンブールの守護を命ぜられた「ベイ」の面前で行われるとされた⁽³³⁾。これはスルターンがバイロ・領事のかかわる問題を扱うという点において、上述したマムルーク朝の勅令と共通し、また、スルターン権力を領事の権威より上位においた1517年の勅令における規定とも矛盾しない。1521年のアフドナーメにおいてこのことが明文化されたことは、後述する居留民の裁判規定との関連において注目される。

(2) 領事裁判権および領事の居留民監督に関する規定

マムルーク朝領内における領事が自らの居留民社会における争いや権利関係について判決を下し、その他の者はこれに介入してはならないとする、いわゆる領事裁判権を有していたことは、例えば1489年のフィレンツェあて勅令第14条⁽³⁴⁾から窺うことができる。

一方オスマン朝においては、1482年のアフドナーメに当該規定は見られないものの、1502年のアフドナーメにおいてバイロの裁判権は明文化され、以後のアフドナーメにおいて同じ条文が繰り返され

ている⁽³⁵⁾。またバイロは、居留民を監督する役割を期待される立場にあったものと思われ、バイロの居留民監督をオスマン側から支援する規定も見られる。すなわち1502年以降のアフドナーメにおいて、ヴェネツィア人がブルサに赴く場合は、バイロによる許可状 (icazetname) が必要であり、許可状なしで行く者を、バイロはスバシ (subaşı=şehir subaşı 都市の治安維持の責任者の一人) の支援を得て阻止できるとされたことである⁽³⁶⁾。少なくとも領事裁判権については、オスマン朝・マムルーク朝の双方において、共通の規範であったと考えてよいであろう。

1517年の勅令の第5条⁽³⁷⁾においても、領事裁判権の規定が見られる。

ヴェネツィア人居留民団 (ṭā'ifat al-Banādiqa) において、彼らの領事以外は彼らを支配せず、彼らの訴訟や諸事に判決を下さないことが慣習であったので、これについては慣習にしたがってなされるべし。

したがって、ここでも領事裁判権が、確固たる規範であったことが確認される。

この条文に続き、領事裁判権が現実にどのような場合に行使されるかについて、他に例を見ない具体的な記述がある。

銀行家 (al-kabimūn=al-kambiyūn=cambio) の負債を負った全ての者たち [の間において]、あるいは彼 (負債を負った者) と前述の者の関係者との間において、領事以外は判決を下さず、彼らのうちいかなる者も領事に対立せず、反抗してはならない。反抗し、権利を失ったために (イスラーム法) 裁判官 (al-ḥukkām) のもとへ行き、領事の言葉を聞かない全ての者について、裁判官は彼の不平を受け入れず、彼の言葉に同調せず、被告は領事のもとに戻され、領事の言葉を聞くよう命ぜられるべし。もし拒否すれば、裁判官は彼を罰すべし。

この条文から、実際にヴェネツィア人が領事の判決を不服としてイスラーム法裁判官に判決を求める場合があったこと、そしてその場合も領事裁判権の原則が守られるべきものとされていたことがわか

る。この場合、領事は当事者を監督する立場にあったと思われる。もし彼ら（ヴェネツィア人）の男女のうち罪を犯した者〔につき〕、領事が、彼が本国に向けてアレキサンドリア (al-thaghr) を出るかどうかを決定すれば、アレキサンドリアの（イスラーム法）裁判官 (al-ḥākim bi'l-thaghr) は、そのために領事を支援すべし。いかなる者も、領事の許可による以外は、本国その他に向けてアレキサンドリアを出てはならない。違反した者に対しては、担当者 (wali al-amr) がそれについて彼に対し決定したことが科せられるべし。

このように、領事による監督の実効性は、裁判官の支援によって保証されるべきものとされていた。この条文も、マムルーク朝の勅令においては例を見ない。前述のように、アフドナーメにおいてパイロの居留民監督をオスマン朝側から支援する規定があることから、オスマン朝独自の規範が、この条文に反映されている可能性がある。

(3) 商人のかかわる裁判もしくは商業契約に関する規定

マムルーク朝領内のヴェネツィアもしくはフィレンツェ人居留民とムスリムとの間の裁判については、たとえば1497年のフィレンツェあて勅令の第5条に、これに関する規定が見られる。これは、1442年にヴェネツィア側に対して認められた諸条項のひとつを前例とするものである⁽³⁸⁾。

ヴェネツィア人に対する諸規定 (shurūṭ al-Banādiqa) のなかで、次のように述べられた。ムスリムからフィレンツェのフランク人に対し、あるいはフランク人からムスリムに対して〔なされているように〕、もし彼ら（ヴェネツィア人）に、金銭 (māl) その他のことについて審理 (muḥākama)・訴訟 (mukhāṣama)・申立て (da'wā) がなされるならば、その審理は、彼らが貴き門 (al-abwāb al-sharifa) にいれば〔スルターンの〕貴き御前 (al-mawāqif al-sharifa) に、あるいはその土地 (tilka al-mamlaka アレキサンドリア) においては総督 (al-nā'ib)・執事 (al-ḥājib)・諸役人 (al-mubāshirin) に対して起

こされる。前述以外の者は、彼らに判決を下してはならない。とあり、つづいてフィレンツェ人に対しても同様たるべきことが述べられている⁽³⁹⁾。すなわちこの場合、判決を行う者は、スルターンまたは官憲であった。スルターンに判決を仰ぐことができるという点は、領事に関する規定と共通する。

一方アフドナーメにおいては、1517年までは、ヴェネツィア人とオスマン朝領内のキリスト教徒属国民あるいは非ムスリム臣民を指すと思われるハラージュ貢納者 (haracgüzar) との間の訴訟についての規定⁽⁴⁰⁾は見られるものの、ヴェネツィア人とムスリムとの間の訴訟についての規定は見られない。したがって、マムルーク朝の勅令とアフドナーメとは、居留民とその集団以外の者との間の裁判の判決方法について、規定のなされ方が異なっていると言える。

1517年の勅令においては、これに類する規定は全く見られず、この時点で、上述のマムルーク朝時代の規定がどのように取り扱われたかは、不明である。

しかしここで注目されるのは、1521年のアフドナーメにおいて、ヴェネツィア商人と不特定の者との訴訟について追加された規定である。それによればこの場合、通訳 (tercüman) の出席を要件として、カーディーが裁判を行うとされた⁽⁴¹⁾。この規定は、裁判を行う者がスルターンまたは官憲ではなくカーディーであるという点で、上述のフィレンツェあて勅令における規定と決定的に異なる。すなわち、ヨーロッパ人居留民の関わる裁判について、旧マムルーク朝領のオスマン領化とともに、マムルーク朝による当該規定と異なる内容の規定が1521年のアフドナーメにおいて明文文化されたことを、ここで確認することができる。

先の(1)において論じたように、1521年のアフドナーメにおいては、パイロ自身のかかわる裁判はスルタンが行うとする規定も追加された。オスマン朝は、1521年に、裁判の方法についてパイロと一般の商人との区別を明確にしたことになる。領事・居留民ともに最終的な判決者がスルターンであったマムルーク朝の占領後ほどなくして、アフドナーメにこのような2つの規定が現れたことは、旧

マムルーク朝領内の規範的部分的変更の可能性を示唆しており、これは今後検討を要する問題である。

なお1517年の勅令に当該規定はないものの、ヴェネツィア人のかかわる裁判は商業上の問題をめぐるものが多かったであろうことを考えれば、次の第27条⁽⁴²⁾の規定についても言及しておくべきであろう。

前述のフランク人は、ムスリム・キリスト教徒・ユダヤ教徒のうち彼の選んだ者との売買を禁止・妨害されることなく行うことができる。計量庁(diwān al-qabbān)において、[損害(?⁽⁴³⁾)]なく契約を締結してはならない。慣習に従い、誓約して契約を締結すべし。ムスリム・キリスト教徒・ユダヤ教徒のいかなる者も、妨害者なしに、彼(フランク人)の喜びと利益の取り分によって売買すべし。

とあり、その主旨は、強制ではなく合意にもとづく契約をすべきことである。続いて、証人の立ち会いのもとでヴェネツィア商人と相手方とが、合意にもとづく契約を行うため、次の条文が記されている。

もし契約書の作成のため、アレキサンドリア港の証人(shāhid min shuhūd al-thaghr)のもとに通訳(al-turjumān)が出席すれば、それは可能であり、いかなる証人もそれを拒否してはならない。

ここでは通訳の役割が重視されていることが注目される。このような規定はマムルーク朝の諸勅令には見いだせず、マムルーク朝下において通訳の役割がいかなるものであったかも明らかではない。ここでは、上に述べたオスマン朝の1521年のアフドナーメにおいて追加されたヴェネツィア商人の関わる裁判についての規定においても、やはり通訳が重要な役割を果たすとみなされていることを考えあわせ、この時点で通訳の存在が明記され重視されていたことを指摘しておくこととする。

(4) 連帯責任の禁止に関する規定

マムルーク朝領内に居留を許されたヨーロッパ人居留民が、一定の例外を除き、同国人あるいは親族の起こした問題の責任を負わないとする、いわゆる連帯責任の禁止については、いくつかの規定から窺うことができる。例えば、1489年のフィレンツェあて勅令の第18条において、ムスリムがフィレンツェの商人など (ahad min tujjārihim au min ṭā'ifatihim) に対して要求しうるシャリーアにもとづく権利 (ḥuqūq shar'īya) を有する場合、あるいは両者の間で争い (ḍarāb, mushājara) があつた場合、シャリーアにもとづく方法 (ṭariq shar'ī) による以外は、当事者以外の商人は何も課されないとされた⁽⁴⁴⁾。また、1442年にヴェネツィア側に対して認められた諸条項のひとつ⁽⁴⁵⁾に前例をもつ、1497年のフィレンツェあて勅令の第15条においても、当事者以外は、保証人 (dāmin, kāfil) であるという理由による以外は、やはり同様であるべきことが規定されている⁽⁴⁶⁾。1507年のフィレンツェあて勅令においても、相手側に与えられる安全保障 (amān) の内容のひとつとして、同様の規定が、簡略な表現ながら見いだせる⁽⁴⁷⁾。ただしこれらの諸条項において、領事は、規定の対象として明記されていない⁽⁴⁸⁾。

一方アフドナーメにおいては、少なくとも1482年からアフドナーメが更新されるたびに、オスマン領内を訪れたヴェネツィア人が負債を負ったまま逃亡しても、本人以外は責任を追及されないとする規定が、変化することなく繰り返されてきた⁽⁴⁹⁾。したがって、ヨーロッパ人居留民が連帯責任を負わないとする規定は、保証人となっている場合の例外規定をのぞけば、マムルーク朝・オスマン朝の双方において、共通の規範であつたと考えてよいであろう。ただし1513年のアフドナーメにおいては、パイロを第三者の負債のために拘束し、補償させてはならないとする規定が、新たに追加された⁽⁵⁰⁾。

1517年の勅令においても、連帯責任を禁止する規定が、第30条⁽⁵¹⁾に見られる。

いかなる者も、領事および彼の [もとにある] 商人に対し、
[シャリーアにもとづく] 権利 (ḥaqq) やシャリーアにもとづく
方法 (ṭariq shar'ī) によることなく、要求をしてはならな

い。保証人 (dāmin, kāfil) でないかぎり、親の代りに子に、子の代りに父親に、兄 (あるいは弟) の代りに弟 (あるいは兄) に要求してはならない。彼らの合意 (ridā) 以外によって、彼らの商品が彼らから取り上げられてはならない。シャリーアにもとづいて彼らが負うべき損害賠償 (khalāṣ ḥuqūqhum al-shar'īya) は、シャリーアの意味する範囲においてなされる。

この条文は、前述の мамルーク朝による諸規定とほぼ同じ内容である。したがって、ここでも、連帯責任の禁止が確固たる規範であったことが確認される。

ただし、 мамルーク朝時代の当該諸規定が主に商人を対象としていたことに比較して、この勅令においては、領事が商人とともに挙げられていること⁽⁵²⁾は、注意すべきである。これは、1513年以降のアフドナーメと共通する。同じく1513年のアフドナーメにおいてパイロに関する条件が緩和されたこと(本節(1)参照)を考慮すれば、オスマン・ヴェネツィア関係が友好的な状態にあった1513年の時点におけるパイロの取り扱い方が、この1517年の勅令の規定にも反映していると思われる。

(5) ヴェネツィア船の海難時に関する規定

мамルーク朝領を訪れる相手方の船舶が、沿岸の海域において修理・補給を必要とする状況になることを想定した規定について、1489年のフィレンツェあて勅令においては、領域内の港において船舶の修理 (iṣlāḥ al-markab) をすることができることを定めた第16条⁽⁵³⁾、食料・飲料の補給のため、商品を積載せずとも立ち寄ることができることを定めた第17条⁽⁵⁴⁾が見える。また、1497年のフィレンツェあて勅令の第23条⁽⁵⁵⁾にも、領内への入港を余儀なくされた船舶に対し、援助をなすべきことが定められている。

一方アフドナーメにおいては、ヴェネツィア船が暴風によって難破した場合についてのみ規定されており、その場合、救われた乗員の行動は干渉されず、積荷 (tavar) は所有者に渡されるとする規定が、少なくとも1482年以降、変化することなく繰り返された⁽⁵⁶⁾。

したがって、マムルーク朝の勅令とアフドナーメとは、自領域の沿岸で相手方の船舶が非常時となった場合の対応について、規定のなされ方が異なっていると言える。

1517年の勅令では、第10条⁽⁵⁷⁾において、ヴェネツィア船の難破・漂着の2つの場合について規定されている。難破した場合については、

ヴェネツィアの船 (markab li'l-Banādiqa) がアレキサンドリア (al-thaghr) もしくはそれ以外の近海で全壊したら、商品は保護され、商品の持主はそれを妨害されない。また慣習に従い、[船の] 装備 ('udad) はスルターン (al-maqām al-sharīf) に、木材 (al-akhshāb) はナードおよび彼とともにある者に帰せられる。船が沈没し、積載されていた商品 (biḍā'a) が現れれば、その持主に渡されるべし。その持主がいなければ、領事に渡されるべし。

とある。漂着した場合については、

風によってムスリムの土地 (barr min burūr al-muslimīn) に吹き寄せられた全ての船は、[船体が] そのままの状態 (ṣaḥīḥ) にあれば、保全され保護され、慣習であったところにしたがって、事を運ぶべし。これは、他の諸港・沿岸 (sā'ir al-banādir wa'l-thughūr wa'l-miyan wa'l-sawāḥil) においても、適用されるべし。

とある⁽⁵⁸⁾。このように、1517年の勅令とマムルーク朝時代の諸勅令とは、難破した場合の規定があるという点、また漂着した場合の規定のなされ方が異なるという点で相違している。しかし1517年の勅令の規定において、難破・漂着いずれの場合も、慣習に基づいて規定がなされたことが明記されていることから、この規定は、マムルーク朝時代の規範の踏襲であったことがわかる。

難破の場合の規定内容は、積荷が所有者に渡されることが原則であるという点で、アフドナーメにおける難破時の規定と共通する。これは、マムルーク朝・オスマン朝の双方における共通の規範であったと思われる。そして1517年の勅令においても、そのような規範が

確認されたと言うことができよう。

まとめと展望

本稿は、マムルーク朝支配からオスマン朝支配への移行期のエジプトにおいて、公権力とヴェネツィア人領事・居留民との間に存在した規範がどのように継承されたのか、あるいは変容したのかを考察する試みであった。それは、1517年まで存在したマムルーク・ヴェネツィア関係がオスマン・ヴェネツィア関係に包摂される過程を、一つの地域、特定の側面において明らかにしようとするものであった。そのような試みによって、15世紀から16世紀にかけての東地中海世界を統一的に論じる出発点としうると考えたのである。

末期のマムルーク朝による対ヴェネツィアに準じる諸規定をもつ2つのフィレンツェあて勅令と、オスマン朝によるヴェネツィアへのアフドナーメとは、自領域内における相手方の領事・居留民の権利義務を定めた規定をもつ点で共通する。この2種類の文書と、セリム1世がマムルーク朝領を占領した直後に発した、エジプトにおけるヴェネツィア人領事・居留民の諸権利を認めた1517年の勅令とを比較し、3者に共通する規定項目を見出したうえで、それぞれの規定内容の共通点と相違点を明らかにするというのが、本稿において用いた手法であった。このような作業を通じて、以下の点が明らかとなった。

オスマン朝に占領されるまでのマムルーク朝およびオスマン朝においては、双方に共通するいくつかの規範があり、1517年の勅令においても、それらが継承されたことが確認された。領事裁判権の承認、居留民の連帯責任の禁止、相手方の船舶の難破時に積荷が所有者に渡されるとする規定がそれである。これらは、少なくとも当時の東地中海世界において、普遍的な規範であったと思われる。

一方、1517年の勅令における領事に関する規定は、マムルーク朝時代の慣習を継承しつつも、オスマン朝独自の規範をも反映したものであった。この規定においてスルターン権力が領事の権威より上位に置かれたことは、オスマン朝が、マムルーク朝に比してより有

利な立場にあったことの反映であろうと思われる。この点で、この勅令における当該規定は、オスマン・ヴェネツィア関係の状況によってパイロ就任者の条件が変化したアフドナーメと、同様の論理を有するものと言える。

その反面、アフドナーメにおいてパイロに対して認められていたのと同様の権利が、1517年の勅令において領事に対しても認められた例がいくつかある。領事の居留民監督に関する規定および領事の連帯責任の禁止に関する規定がそれである。これらはマムルーク朝による勅令には見出されない規定であり、ここにも、オスマン朝独自の規範が、1517年の勅令に反映されている可能性を見て取ることができる。

要するにオスマン朝は、占領直後のエジプトにおいて、現地のヴェネツィア人領事・居留民の諸権利に関し、マムルーク朝時代の慣習がオスマン朝における規範と一致する場合はこれを認める一方で、オスマン朝独自の立場から規定の追加・変更も行ったと考えられるのである。

領事・居留民が自らの属する居留民社会の外の者を相手とする裁判の当事者となった場合の判決者については、1517年の勅令にそれに関する規定は見られないものの、旧マムルーク朝における規範の変容に関わる重要な問題である。マムルーク朝においては、領事・居留民ともに、最終的な判決者はスルターンであった。しかし1521年のアフドナーメにおいて追加された2つの条項により、パイロと一般の商人との区別が明確にされ、一般の商人の場合の判決者がカーディーとされたことは、旧マムルーク朝による当該規定の部分的変更の可能性を示唆している。当該規定がなぜ1517年の勅令に見られないのか、なぜ1521年のアフドナーメにおいてこの2つの条項が追加されたのかは、今後の検討をまつこととしたい。

本稿における考察から、エジプトがマムルーク朝支配からオスマン朝支配に転換する時点における支配権力とヴェネツィア人領事・居留民との関係について、若干の論点を得ることができた。しかし、今後に残された課題は多い。本稿の検討の対象は法的規範であって、

そのような規範が現実にとどのように機能していたかは、今後明らかにしなければならない問題である。また検討の対象となる規定項目を絞ったため、マムルーク朝による諸々の対ヴェネツィア・フィレンツェ文書や1517年の勅令における数多くの規定が、検討の対象外となった。これらの規定は、マムルーク朝領内のヴェネツィア・フィレンツェ人領事・居留民の商業活動や生活の実態に迫る手がかりとなりうるものであり、これらの検討も今後の課題である。さらには、オスマン朝およびマムルーク朝の国家体制、前者による後者の包摂、東地中海の海上秩序や国際交易構造の変容など、より大きな枠組から、イスラーム領域内における領事・居留民の問題をとらえることも必要となろう。以上のような諸点を逐次明らかにしていくことによって、15世紀から16世紀にかけての東地中海世界全体を把握する視野を得ることを期すこととしたい。

註

- (1) 拙稿「16世紀前半のオスマン帝国とヴェネツィア——アフドナーメ分析を通して——」『史学雑誌』第103編第1号(1994年1月), 34-62頁。
- (2) スルターン-カーイトバーイ(在位1468-96年)およびスルターン-アル-ガウリー(1501-16年)の治世を中心としたこの時期のマムルーク朝史の諸問題をはじめ総合的に扱った Petry の2つの著書が、近年あいついで刊行された。Carl F. Petry, *Twilight of Majesty: The Reigns of the Mamlūk Sultans al-Ashraf Qāyṭbāy and Qānṣūh al-Ghawri in Egypt*, Seattle, 1993; *ibid.*, *Protectors or Praetorians? The Last Mamlūk Sultans and Egypt's Waning as a Great Power*, New York, 1994. 特に後者は、この時期のマムルーク朝の社会経済政策について多面的に論じる中で、対ヨーロッパ関係についても触れている(pp.55-60)。その議論は、主に Ibn Iyās の年代記に依拠しており、史料の性質上、ヨーロッパ人居留民の問題にまで立ち入ったものとはなっていない。
- (3) John Wansbrough, "A Mamluk Letter of 877/1473,"

Bulletin of the School of Oriental and African Studies, vol. XXIV (1961), pp.200-213. そのドイツ語訳, Sobhy Yanni Labib, “Ein Brief des Mamluken Sultans Qā'tbey an den Dogen von Venedig aus dem Jahre 1473,” *Der Islam*, vol. XXXII (1957), pp.324-329, およびフランス語訳 Francis Hours, “Fraude commerciale et politique internationale, les relations entre l'Égypte et Venise d'après une lettre de Qayt Bay (1472-1473),” *Bulletin d'études orientales*, Damascus, vol. XXV (1972), pp. 173-183 がある。Wansbroughはこの文書の所在を、ヴェネツィア国立古文書館 (Archivio di Stato di Venezia 以下A. S. V.と略す) の “Documenti Turchi” の名のもとに分類されていると記す (p.200) が、筆者が1994年末にA. S. V.において確認したところによれば、現在この文書は “Documenti Algeri, Egitto, Marocco,” fasc. Egitto, doc. n.1として分類されている。

- (4) John Wansbrough, “A Mamluk Ambassador to Venice in 913/1507,” *Bulletin of the School of Oriental and African Studies*, vol. XXVI (1963), pp.503-530. やはりA. S. V.に所蔵されているこの文書は、現在A. S. V., “Documenti Algeri, Egitto, Marocco,” fasc. Egitto, doc. n.4として分類されている。なお、A. S. V., “Documenti Algeri, Egitto, Marocco,” fasc. Egitto, doc. n.2-3は、マムルーク朝が発行した、キプロス島領有の見返りとしての貢納金の領収書およびその外包紙である。筆者はA. S. V.において、“Documenti Algeri, Egitto, Marocco,” fasc. Egittoのもとにある文書がこの4点のみであることを確認した。
- (5) John Wansbrough, “A Mamlūk Commercial Treaty Concluded with the Republic of Frolence 894/1489,” in *Documents from Islamic Chanceries*, ed. S. M. Stern, Oxford, 1965, pp.39-79.
- (6) John Wansbrough, “Venice and Florence in the Mamluk Commercial Privileges,” *Bulletin of the School of Oriental and African Studies*, vol. XXVIII (1965), pp.483-523.

- (7) John Wansbrough, "The Safe-Conduct in Muslim Chancery Practice," *Bulletin of the School of Oriental and African Studies*, vol. XXXIV (1971), pp.20-35. ここで公にされた文書は、フィレンツェに対し安全保障 (amān) を認めた、ごく短い勅令 (marsūm) である。
- (8) 他に古くは、1512年のマムルーク朝とヴェネツィアとの間で取り決められた文書が、M. Reinaud, "Traité de commerce entre la République de Venise et les derniers sultans mameloucs d'Égypte, traduits de l'italien, et accompagnés d'éclaircissements," *Journal asiatique*, vol. IV (1829), pp.22-50において紹介されている。これはMarin, *Storia civile e politica del commercio de' Veneziani*, Venezia, 8 vols. (筆者未見) 所収の文書のフランス語抄訳である。また、フィレンツェとの交渉に関する文書は、Michele Amari, *I diplomi arabi nel R. Archivio Fiorentino*, Firenze, 1863; *ibid.*, Appendice, Firenze, 1867に収められているが、筆者未見である。
- (9) 例えば, Eliyahu Ashtor, *Levant Trade in the Later Middle Ages*, Princeton, 1983, pp.455, 497-9; Petry, *Protectors*, p.34.
- (10) 15世紀後半, なかんとく1480年代以降のマムルーク・フィレンツェ間の交渉については, Ashtor, *Levant Trade*, pp.495-9を参照。両者間の外交交渉にも関わらず, 実際には両者間の交易は増大しなかった (*ibid.*, p.499)。
- (11) 人々の集団を意味する "ṭā'ifa" の意味について, これらの勅令においては, 相手側に属する人間の集団という以上は, 正確に特定できない場合が多い。後述する領事裁判権に関する条項のように, 明らかに "ṭā'ifa" が, 現地における居留民団を指している場合もある。おそらくマムルーク朝側にとっては, 相手側に属し, アレキサンドリア等に居留しつつ商業活動を行う者たち, というのが最も具体的な "ṭā'ifa" のイメージであったのではないと思われる。
- (12) Wansbrough, "Venice and Florence" には, ヴェネツィアの Museo Correr に残る1442年のマムルーク・ヴェネツィア間の条約

のイタリア語訳テキストも載せられており (pp.487-97), その内容の一部が、1497年にマムルーク朝がフィレンツェに賦与した勅令のほとんどの条項において適用されていることが明らかにされている (pp.486)。それ以前に発せられた1489年のフィレンツェあての勅令における規定内容は、フィレンツェ側の要望に沿って定められたものであり、そのほとんどは、マムルーク朝領内におけるフィレンツェ人の原則的な諸権利についてである。それらは、1497年の勅令の内容に抵触するものではない。したがってこの勅令も、当時ヴェネツィア人がマムルーク朝領内において獲得していた諸権利を反映したものと見て大過ないであろう。ただし売却した商品にかかる税率を14パーセントとした規定のように、対ヴェネツィアとは区別して取り扱わなければならない条項もある (Wansbrough, "A Mamlūk Commercial Treaty," pp.54-5: article 6; Ashtor, *Levant Trade*, p.498)。

(13) 本論において参照されるオスマン朝のヴェネツィアへのアフドナーメは、前掲拙稿において利用した1502年・1513年・1517年・1521年のもの、および1482年のものである。1482年のアフドナーメのテキストは、M. Tayyib Gökbilgin, "Venedik Devlet Arşivindeki Türkçe Belgeler Koleksiyonu ve Bizimle ilgili Diğer Belgeler," *Belgeler*, vol. V-VIII, no. 9-12 (1968-71), doc. 127, pp.39-42 による。この時期のヴェネツィアへのアフドナーメの基本的な性格・構成については、前掲拙稿、37-41ページ。

(14) Wansbrough, "A Mamlūk Commercial Treaty," p.52.

(15) 実際に、マムルーク朝と相手方との合意によって成立した諸規定を内容とする勅令が、マムルーク朝領内各地に送られることになっていたことは、1473年のヴェネツィアあての書簡の中の一節からもうかがえる。Wansbrough, "A Mamluk Letter," p.206: article 5.

(16) 国家財政の再建を目的としたスルターン・バルスバハイ (在位1442-38年) の香料の専売政策は経済力の回復には結び付かず、ヴェネツィアの経済優位の強化とともに、1449年に香料の専売政策は放棄された。Ashtor, *Levant Trade*, p.308. 15世紀後半において見られた

マムルーク朝に対するヨーロッパ側の経済的優位、およびこの時期に最高潮に達したヴェネツィアの東地中海交易については、*ibid.*, pp.433-79を参照。

(17) Bernhard Moritz, “Ein Firman des Sultans Selim I. für die Venezianer vom Jahre 1517,” in *Festschrift Eduard Sachau*, ed. by Gotthold Weil, Berlin, 1915, pp.422-443. (以下 Moritz と略す) そのドイツ語訳がある。Martin Hartmann, “Das Privileg Selims I für die Venezianer von 1517,” *Mitteilungen der Vorderasiatischen Gesellschaft: Orientalistische Studien*, vol. XXII (1918), pp.201-222. このテキストにおいてこの文書は, “al-manshūr” (p.429) および “al-marsūm” (pp.429, 433, 436) の 2 通りで呼ばれている。

(18) この遠征の全過程と旧マムルーク朝領におけるオスマン朝支配体制の構築については、鈴木董「セリム 1 世の対マムルーク朝遠征と征服地における支配体制組織化の過程——トプカプ宮殿附属古文書館所蔵 D9972 号文書の再検討によせて——」『オリエント』第 30 巻第 1 号 (1987 年), 90-107 ページ (エジプトの征服と経営については、98-100 ページ) において論じられている。セリムの城塞入城の正確な日付について、Ibn Iyās, ed. Muḥammad Muṣṭafā, *Badā'i' al-Zuhūr fī Waqā'i' al-Duhūr*, 5 vols., Cairo, 1982-4, vol. V, pp.160-1 の記述においては、ムハッラム月 20 日と 25 日との間という以上は判然としない。Ahmed Feridun, *Münşeat us-Selâtin*, vol. I, 1274 H. に収録されたセリムの遠征日誌におけるムハッラム月 23 日の記述 (p.453) に、セリムは「カイロ (Misir) に入り、成功裡にエジプトの玉座 (taht-ı Misir) に座った。」とあることから、ここではこの日を城塞入城の日とした。

(19) Moritz, p.436.

(20) Moritz, p.429.

(21) Moritz のテキストではこの部分の言葉は不明であるが、この勅令の第 1 条 (p.429.) の冒頭の文「以前の諸王, 諸スルターンの時代以来の貴き諸勅令 (marāsım), 諸規定 (shurūṭ), 諸々の命令書

(murabba'āt) のうち領事的手中に存するものが基礎とされ、それらに従って処理されるべし。」により、この言葉を補った。

(22) Moritz, pp.433-4, 436.

(23) Moritz, pp.430-1.

(24) 1517年にカイロ滞在中のセリムのもとを訪れたヴェネツィア使節に与えられたアフドナーメは、ヴェネツィア領キプロス島にたいしてマムルーク朝が有していた権利を、オスマン朝が継承することを定めることを目的としたものであり、それ以外の全ての条項は、1513年のアフドナーメの内容をそのまま繰り返している（前掲拙稿，47-48ページ）。1521年のアフドナーメにおいては、多くの追加された条項・条文が見られる。そのうち、オスマン朝領内へヴェネツィア船が自由に来訪しうることを定めた条項において、従来イスタンブル・ガラタ・トラブゾン・カッファとされた主な来訪地に、「エジプトのアレキサンドリア（İskenderiye-i Mısır）、その他のアラビア地方（Arabistan）にある港町」が追加されたことは、旧マムルーク朝領の占領が規定内容に反映された最も顕著な例と言える（前掲拙稿，48ページ）。その他の追加された条項の中にも、旧マムルーク朝領の占領を反映しているものがある可能性がある。

(25) これらの規定項目の他、1517年の勅令には見られないものの、マムルーク朝の勅令およびアフドナーメに共通する項目として、マムルーク朝もしくはオスマン朝領内で死亡した相手方の人間の遺産の管理に関する規定がある。Wansbrough, “A Mamlūk Commercial Treaty,” pp.55-6: article 9; *ibid*, “Venice and Florence,” p.501: article 10; 拙稿前掲，42-3, 46ページ。遺産の管理に、マムルーク朝もしくはオスマン朝側が介入してはならないとする規定は、マムルーク朝の勅令および1513年以降のアフドナーメと共通する。本論は、1517年の勅令の内容を中心としているため、遺産管理規定は、論述の対象から外した。

(26) 領事への給金は一般に“jāmakiya”と呼ばれるが、この言葉は、ふつうはマムルーク軍人や歩兵に対する給与の意味で使われた。領事の給与は本国政府から支払われており、領事への“jāmakiya”は、

ヨーロッパ人から支払われた関税に対する、スルターンからの謝礼 (honorarium) としての給金であった (Ashtor, *Levant Trade*, p. 413)。1497年のフィレンツェあて勅令第13条においては、シリア州 (al-mamlakat al-shāmiya) に駐在するヴェネツィアの領事と同様、フィレンツェの領事も当該官庁 (al-diwān) から給金 (ma'lūm) を支払われるとする規定が見える (Wansbrough, "Venice and Florence," pp.501-2)。また1507年のヴェネツィアとの条約の第20条においては、領事が年200デユカートの現金を給金 (zemichia = jāmakiya) として受け取ることが定められている (Wansbrough, "A Mamluk Ambassador," p.524.)。

- (27) Wansbrough, "A Mamlūk Commercial Treaty," p.56.
- (28) Wansbrough, "Venice and Florence," p.508.
- (29) 前掲拙稿, 42・45ページ。
- (30) Moritz, p.432.
- (31) この勅令第4条は、領事が慣習通り給金 (jāmakiya) を4カ月ごとに支払われると規定している (Moritz, p.430)。
- (32) 現実には、マムルーク朝スルターンが、対ヨーロッパ関係の悪化により、ヨーロッパ人 (Firanj) の領事を捕らえて笞刑をくわえたり尋問した例が見られる。たとえば, Ibn Iyās, *Badā'i' al-Zuhūr*, vol. II, p.356; vol. IV, p.205; W. Heyd, *Histoire du commerce du Levant au moyen-âge*, 2 vols., Leipzig, 1885-6, vol. II, pp. 455-6.
- (33) 前掲拙稿, 50ページ。
- (34) Wansbrough, "A Mamlūk Commercial Treaty," p.57.
- (35) 前掲拙稿, 40ページ。
- (36) 前掲拙稿, 40ページ。
- (37) Moritz, p.430.
- (38) Wansbrough, "Venice and Florence," p.488.
- (39) Wansbrough, "Venice and Florence," p.499. スルターンが最終的な判決を行なうという点でこれに共通する規定は、この勅令第11条 (p.501)・第32条 (pp.507-8) にも見られる。また1489

- 年のフィレンツェあて勅令においても、第11条 (Wansbrough, “A Mamlūk Commercial Treaty,” p.56)・第20条 (p.58) に同様の規定が見られ、また第26条 (p.59) においては、フィレンツェ人その他のいかなるヨーロッパ人居留民 (aḥad min ṭāʿifat al-Fīranj min ayy jins) との裁判においても同様であることが示されている。
- (40) 前掲拙稿, 42・46ページ。
- (41) 前掲拙稿, 50ページ。
- (42) Moritz, p.435.
- (43) テキスト中の “ḡarar” (損害) という単語は、Moritzによれば、あとから行の上に書き加えられたものである。“diwān al-qabbān” (計量庁) は、ヨーロッパおよびムスリム商人が正常な契約のため、商品を計量し、契約を記録する場所であった (Wansbrough, “A Mamlūk Commercial Treaty,” p.55: article 7, p.74: n. 9; *ibid.*, “A Mamluk Ambassador,” p.526: article 5 and n.7)。この条項は、慣習に従って定められたことが明記されているから、“ḡarar” (損害) の語の挿入は不相当と思われ、本来挿入されるべき語を不明としたまま保留しておきたい。
- (44) Wansbrough, “A Mamlūk Commercial Treaty,” pp.57-8. またそれを補足する規定として、第31条 (pp.60-1) がある。
- (45) Wansbrough, “Venice and Florence,” p.502.
- (46) Wansbrough, “Venice and Florence,” pp.490-1.
- (47) Wansbrough, “The Safe-Conduct,” p.22.
- (48) Wansbroughは, “The Safe-Conduct,” pp.33において、連帯責任禁止の例外として、1510年にスルターンがヨーロッパ側に対して不信を抱いた結果、ダマスカスのヴェネツィア人領事を人質として監禁した例を挙げているが、これは、諸勅令の規定に見られるような、個人の負債や争いの次元の問題ではないと思われる。マムルーク朝の諸勅令の当該条項を見るに、そもそも領事は、当該規定の対象外であったという可能性が大きい。
- (49) Gökbilgin, “Venedik Devlet Arşivindeki,” doc. 127, p.41; 前掲拙稿, 40ページ。

- (50) 前掲拙稿, 47ページ。
- (51) Moritz, pp.435-6.
- (52) この勅令においては、ヴェネツィア人以外の者がヴェネツィア領において損害を被った場合（第12条）、マグレブおよびそれ以外の土地の人間とヴェネツィア以外のフランク（ヨーロッパ）人 (aḥad min al-Firanj) との間に戦闘 (ḥarb) が起こった場合（第15条）も、領事・商人ともに責任を問われないことが規定されている (Moritz, pp.432-3)。
- (53) Wansbrough, “A Mamlūk Commercial Treaty,” p.57.
- (54) Wansbrough, “A Mamlūk Commercial Treaty,” p.57.
- (55) Wansbrough, “Venice and Florence,” pp.504-5.
- (56) Gökbilgin, “Venedik Devlet Arşivindeki,” doc. 127, p.41; 前掲拙稿, 39ページ。
- (57) Moritz, p.432.
- (58) Moritz, p.432. つづく第11条は、アレキサンドリア以外を目的地としたヴェネツィア船が、暴風によってアレキサンドリアに入港せざるをえなかった場合の、出港の条件について規定している。